



～18歳からの「君ならどうする？」～
若年者のための消費生活サポート情報



第25号
2023. 5. 25

業者が突然訪問してきて 契約してしまった・・・

事例

昨日、賃貸アパートに「機器点検のためオートロックを解除してほしい」と業者が訪問してきて、「キャンペーン中のため、工事費や事務手数料、4ヶ月分の月額料金が無料になる、回線速度も速くなる」と光回線を勧誘され、契約してしまった。光回線を変更する必要はないと思うので解約したい。（10代 男性）



©KANAGAWA2013

一言アドバイス



北海道消費者
教育PRキャラクター
「ちえ子さん」

- 電気通信事業法の消費者保護ルールでは、光回線等の契約時に、会社名や勧誘する旨を告げることとされています。
- 光回線の契約は同法の「初期契約解除制度」の対象となり、契約書面を受け取った日から8日以内に書面で申し出れば契約解除が可能です。
- キャンペーン中などの言葉に惑わされず、現在の契約内容と比較・検討し、必要がなければ、きっぱり断るようにしましょう。

○サポート情報のバックナンバーはこちらから
～18歳から大人～若年消費者のための特設ページ
URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/youngindex.html>



困った時はひとりで悩まず相談しましょう！
北海道立消費生活センター 受付時間 平日／午前9時～午後4時30分

相談専用電話 ☎ 050-7505-0999

消費者ホットライン※ ☎ 188（「嫌や！」泣き寝入り）

※全国共通の電話番号。お住まいの市町村など、近くの消費生活相談窓口をご案内します。

北海道消費者
教育PRキャラクター
「かしこしか」

